平成２１年（フ）第３０５号
福島県郡山市亀田１丁目37番18号　ヴィボヌール亀田203号
債務者　山中智永乃（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３１３号
福島県須賀川市西川字坂ノ上47番地４
債務者　柴田　輝子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
福島県須賀川市あおば町454番地
債務者　相楽　勝美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第４８１号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番20―506号
債務者　山澤義一郎
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
千葉県匝瑳市八日市場イ2898番地
債務者　大木フミコ
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１８号
千葉県銚子市南町13番地の２　松葉荘２号室
債務者　賀澤　正美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２２０号
千葉県旭市三川4105番地５　１棟203号
債務者　田村喜美枝（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２２８号
千葉県銚子市東小川町2420　高塚アパート11号、住民票上の住所千葉県銚子市東小川町2420番地　高塚アパート
債務者　星野　重信
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４１６号
静岡県裾野市茶畑58番地の１　コンフォール21―101
債務者　舘畑　輝彦
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第７３３２号
大阪市鶴見区鶴見５丁目８番２―812号
債務者　川畑　和代
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５２４号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目６番４号　松竹文化103号
債務者　久保　明広
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５５８号
大阪市住之江区南港中４丁目７番23―1021号
債務者　西山由佳子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６７０号
大阪市東淀川区西淡路２丁目11番51号　増田文化　中井方
債務者　中西　修一
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４７１号
神戸市北区甲栄台１丁目９番１―107号
債務者　神月　　彰
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４７２号
兵庫県三木市岩宮354番地の２
債務者　笹谷　峰幸
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４８２号
神戸市東灘区住吉本町１丁目７番28―701号
債務者　塚川　幸枝
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４８３号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番15―305号、住民票上の住所兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目37番２―402号　勝嶌方
債務者　河本眞由美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部